

令和7年第1回八雲町議会臨時会会議録

令和7年1月30日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 議案第 2 号 令和6年度八雲町一般会計補正予算（第12号）
日程第 5 議案第 1 号 訴えの提起について
日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

○出席議員（13名）

1 番	赤 井 睦 美 君	2 番	佐 藤 智 子 君
3 番	横 田 喜世志 君	4 番	大久保 建 一 君
5 番	関 口 正 博 君	6 番	宮 本 雅 晴 君
7 番	倉 地 清 子 君	8 番	三 澤 公 雄 君
10 番	安 藤 辰 行 君	11 番	斎 藤 実 君
12 番	能登谷 正 人 君	副議長 13 番	黒 島 竹 満 君
議長 14 番	千 葉 隆 君		

○欠席議員（1名）

9 番 牧 野 仁 君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総 務 課 長		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼新庁舎建設推進室長	竹 内 友 身 君		
併選挙管理委員会事務局長			
政策推進課長	川 口 拓 也 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
兼 会 計 課 長		保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
住民生活課長	相 木 英 典 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
農 林 課 長	石 坂 浩 太 郎 君		
併農業委員会事務局長		環境水道課長	横 田 盛 二 君
建 設 課 長	藤 田 好 彦 君	落 部 支 所 長	阿 部 雄 一 君
兼公園緑地推進室長		学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
水 産 課 長	吉 田 一 久 君	兼学校給食センター長	
教 育 長	土 井 寿 彦 君	社会教育課長	
		兼 図 書 館 長	佐 藤 真 理 子 君
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体 育 課 長	伊 藤 勝 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
		総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君	八雲消防署長	河 井 治 彦 君
消 防 長	堤 口 信 君	八雲消防署予防課長	小 林 伸 也 君
八雲消防署庶務課長	中 野 悟 司 君		
八雲消防署警防救急課長	関 晃 弘 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原 一 信 君
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君		
併熊石教育事務所長		産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君
熊 石 消 防 署 長	藤 村 勉 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前１０時００分〕

◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

本日をもって、第１回臨時会が招集されました。出席、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は１３名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和７年１月３０日招集、八雲町議会第１回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、１１月分と１２月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。

報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。函館市において、１月１４日に、渡島町村議会議長会役員会が、１月２３日には、渡島町村議会議長会定期総会が開催され、それぞれ出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管しております関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、宮本雅晴議員と黒島竹満議員を指名いたします。

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日１日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。

ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付しております議案 2 件、承認 1 件、および報告 1 件でございます。

これら議案等説明のため、町長、教育長、監査委員及び、あらかじめ委任又は嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、牧野仁議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第 3 承認第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 11 号を、専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書 10 ページ及び 11 ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 11 号について、令和 6 年 12 月 25 日、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

補正予算第 11 号は、ふるさと応援寄附金奨励事業費予算の追加であり、本事業は、本年度当初予算の寄附金総額を 14 億円と見込み計上しておりますが、令和 6 年 12 月 24 日現在、7 万 9,588 件、13 億 3,336 万 7 千円の寄附額となり、12 月 25 日以降の寄附金を勘案すると、当初予算額を上回る見込みであり、返礼品や寄附金事務代行業務費など全般にわたり、既定予算を超過する可能性があることから、予算の追加補正の必要が生じたものであります。

このため、これら事業執行に係る予算の確保について、急を要したため、令和 6 年 12 月 25 日付で専決処分いたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 11 号についてご説明いたします。

議案書 12 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 8 億 7,006 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 181 億 1,390 万 9 千円にしたもので、その詳細について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書の 16 ページ下段をお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目地域振興対策費 8 億 7,006 万 4 千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の追加であり、現行寄附額や過去の実績などを考慮し、寄附金件数・総額をそれぞれ、11 万 9,067 件の 19 億 8,000 万円と推計し、その増額に合わせた予算とするもので、7 節報償費から、12 節委託料まで、増加に対応する、返礼品及び事務経費

のほか、24 節には、積立金を追加したものであります。

なお、令和 6 年 12 月 31 日現在のふるさと応援寄附金総額は、10 万 3,784 件、17 億 3,389 万 5 千円となっております。

以上、補正する歳出の合計は、8 億 7,006 万 4 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

同じく、議案書 16 ページ上段をお願いいたします。

11 款、1 項、1 目地方交付税 2 億 9,006 万 4 千円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。

18 款、1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 5 億 8,000 万円の追加は、歳出でご説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 8 億 7,006 万 4 千円の追加であります。

以上で、承認第 1 号 令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 11 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 4 議案第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 4、議案第 2 号 令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 12 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 2 号、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 12 号についてご説明いたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 1 億 6,765 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 182 億 8,156 万 4 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 8 ページ中段をお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目低所得世帯支援給付金給付事業費 9,464 万 4 千円の追加は、物価高騰支援給付金給付事業であります。

本事業は、物価高騰など家計への影響が大きい低所得の住民税非課税世帯に対する支援を行おうと、一世帯あたり 3 万円の給付金のほか、18 歳以下の児童を扶養している同世帯に対し、児童一人当たり 2 万円を加算し、給付しようとするもので、10 節から 12 節までは、事業に係るシステム改修業務委託料などの事務費 564 万 4 千円のほか、19 節に非課税対象を 2,800 世帯、また対象児童数を 250 人と推計し、低所得世帯支援給付金 8,900 万円を追加しようとするものであります。

なお、本事業においては、令和 7 年度の事業完了を見込み、繰越明許費の設定を行うものであります。

7 款、1 項商工費、2 目商工振興費 7,301 万 1 千円の追加は、物価高騰対応プレミアム商品券発行事業であります。

本事業は、物価高騰により消費低迷が続く町内の消費喚起を図るため、事業主体である八雲商工会が、一セット額面、千円の商品券 13 枚入りを 1 万円、プレミアム率は 30%とし、2 万 2 千部販売するもので、内訳は、参加店舗全てで使用可能な全店共通商品券を 6 千円、大型店以外の店舗のみ使用可能な「中小店限定商品券」は 7 千円とし、18 節にプレミアム率 30%相当額及び発行経費を含むプレミアム商品券発行事業補助金 7,301 万 1 千円を追加しようとするものであります。

なお、本事業においては、令和 7 年度の事業完了を見込み、繰越明許費の設定を行うものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1 億 6,765 万 5 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

同じく議案書 8 ページ上段をお願いいたします。

11 款、1 項、1 目地方交付税 129 万円は、普通交付税で、歳出に対応した計上であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 9,464 万 4 千円の追加は、低所得世帯支援給付金給付事業に対応した国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

7 目商工費国庫補助金 7,172 万 1 千円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、プレミアム商品券発行事業に対応した交付金であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1 億 6,765 万 5 千円の追加であります。

次に繰越明許費の補正であります。

議案書 5 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費の補正は、追加で、3 款民生費、1 項社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付事業、及び 7 款、1 項商工費、物価高騰対応プレミアム商品券発行事業は、本

年度での完了が見込めないため、予算の一部を令和7年度へ繰り越し、限度額を設定のうえ、執行しようとするものであります。

以上で、議案第2号、令和6年度八雲町一般会計補正予算第12号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 物価高騰対策という政府の意向で支給されるお金ですけども、社会福祉費の低所得世帯支援給付金っていうのは、実際にいつぐらいから支給できる見込みなんでしょうか。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 現在のですね、予定といたしましては、3月終盤にですね、申請書または確認書をお送りいたしまして、早い方については4月中旬にですね、給付を行うということで今のところは予定をしております。

また、児童がいる方についてはですね、そのあと基本となる給付が確認しましたら、基本となる給付を行いましたら、そのあとにプッシュ型で給付を行う予定です。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） システム改修やらでお忙しくなるとは思いますが、少しでも早く支給していただきたいなと思います。

それで商工費のほうですが、ここには物価高騰対応プレミアム商品券と書いてありますが、先ほど言ったようにね、先ほどの答弁というか説明のように、消費低迷しているからプレミアム商品券を発行するって、これは以前にも消費低迷で商工業者を活性化するためとか、ということで経済対策としてプレミアム商品券とか発行していたと思うんです。でも今回は政府からは物価高騰対応なんですよ。それで八雲の場合は、ご説明にあったようにプレミアム商品券ですが、他町村は住民一人ずつに対して商品券を配ってるとか、お米を配っているとかいろいろな施策をしています。物価高騰に対しては町民誰もが影響を被っているということからいえば本来であればたとえばこの予算7千数百万の予算、人口にのべましたら一人当たり5千円ですが、それをどうしてみんなにあたるようなことをしないでプレミアム商品券にしないといけないんですか。そこは私は納得先般行われた総務経済常任委員会でも納得できない状態でいます。プレミアム商品券をたとえばね、2万2千冊刷りますとってこの説明もありました。買えるのは10部までと。でもプレミアム分でいったら3千円しかないんです。人口7千、数百万の政府からもらえるお金を均等に分けたら約5千円になるのにプレミアム商品券だったら3千円しかない。そういうのおかしくありませんか。どうして皆さんに物価高騰対策で均等に配るべきものだと私は思うんで

すが、その辺はなぜプレミアム商品券にしたのかとか、ご説明いただきたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） おはようございます。

ただいまのご質問ですけれども、まずプレミアム商品券とした理由ということでありますが、物価高騰の影響による消費低迷の回復、いわゆる消費喚起ということで、これらを図るために令和6年度においても商工会が事業主体となって物価高騰対策プレミアム商品券の発行事業を実施しておりまして、令和7年度においてもですね、同様の事業を実施したいといった要望が町に寄せられていたという経緯もございます。そういった部分も受けながら町のほうでは商工会の要望も踏まえまして交付金の規模、それから事業効果等も勘案した結果ですね、消費喚起と経済の循環が期待できると、こういったことから商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に支援を行うと、こういったことで本日補正予算のご提案といったことでございます。

それで一人ひとりの商品券の配布がよろしいのではないかと、こういったお話もありましたけれども、確かに全町民への商品券の配布事業といった方法もあるわけでございますが、この度は先ほども申しましたとおり、商工会からの要望もあった中で総合的に考慮しまして消費低迷の回復、いわゆる消費喚起といった部分と経済の循環、これを期待してこの事業に支援をすると、こういったことで決めてございます。

この物価高騰については、今後も影響も続くと、こういったことも予想されるわけです。物価高騰に対する交付金と国の動向も注視しながら只今ご質問のあった生活支援施策については今後検討されていくものだと思っておりますが、今回についてはプレミアム商品券発行事業ということでご理解をお願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 最初の説明からそうですが、消費低迷云々っていうことを言っているんですが、消費低迷した原因っていうのは物価高騰してみんな買い控えざるを得ないからでしょ。だから先ほど説明あったように、生活支援のほうに本来は振り向けないとならないお金だったと思うんですけれども、そちらがそうやって今回はと言ったって政府では同じ名目みたいなものでお金出すとは思えないし、町独自でそのような考えをするってことを考えているんですか、町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今回のですね、商工会のプレミアム商品券にしたのはやはり同じお金を大きく動かしていく、これは商品券を使う方、さらに商品券が使われる商店等とも大きいお金が本当は7千万円が30%だとそういうお金が商店街や町に回っていくとなると、それが利益出たお金がまた消費なるようなそんな循環も含めて今回このプレミアム商品券にしたってことですが、確かに横田議員さんがおっしゃっているとおり、私も今回新年会

等々で話を聞くと大変物価が高いと聞きますので、その辺については町単独なのかまた道や国の支援も見ながらですね、それはこれから検討していく材料の一つとしてあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 令和6年度八雲町一般会計補正予算第12号に反対する討論をいたします。

この補正予算のほとんどは国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が財源となっており、低所得世帯の支援枠分による低所得世帯支援給付金給付事業は必要な措置であります。しかし、問題は、推奨事業メニュー分の7,172万1千円の使い方です。

1月16日の総務経済常任委員会でもそれと今日も横田町議が主張したとおり、プレミアム商品券では全町民にはいきなりいきません。上限があるとはいえお金のある人が多く買えるわけですし、生活が苦しく商品券自体を買えない人もいます。他の自治体の事例をいくつかあげますと、北斗市は市民一人当たり5千円の地域応援券を発行します。今金町は全町民に5千円の商品券とお米引換券、厚沢部町は全町民に8千円の商品券、鷹栖町では全町民にお米5キロを支給するということであります。物価高騰で大変なのは低所得世帯だけではありません。全町民に影響が及んでいます。したがって国からの交付金の推奨メニュー分の使い方に不服を申し立て反対討論といたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

次に原案に反対の方の発言を許します。

ないようですので、これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

本件は、金属プレス等売買代金に関する訴えの提起でございます。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第1号、訴えの提起についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

本件は、金属プレス等売買代金に関する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

訴えの提起の内容でございますが、1の当事者として、原告となるべき者を、八雲町長とし、被告となるべき者は、記載のとおり二海郡八雲町の株式会社であります。

2の訴えの要旨は、被告となるべき者は、町から金属プレス等を買受けたが、長期間にわたり売買代金の支払いを怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかったため、被告となるべき者に対し、本件売買代金の未納金の支払いを求める訴えを提起するものであります。

3の請求の内容は、(1)として、被告となるべき者は、町に対し、売買代金160万円、及びこれに対する訴状到達の日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うこと。

(2)として、本件訴訟費用については、被告となるべき者の負担とし、以上2点の判決、及び仮執行の宣言を求めるものでございます。

つづいて、4の訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、町は、平成26年度、金属プレス等の売却に係る見積合わせ（全4回）を実施し、そのうち第1回から第3回までを被告となるべき者が落札したので、それぞれ平成26年4月1日、同年7月1日、同年10月1日に被告となるべき者と契約を締結し、被告となるべき者は本件売買代金の支払義務を負いましたが、被告となるべき者は、平成26年11月分7,540円、12月分159万2,460円、合計160万円の支払いを怠ったものであります。

そこで、町は、被告となるべき者に対し、平成27年以降、誓約書履行催告書、最終通告書を送付し、任意の履行を求めるとともに、電話による事情聴取を行ってきました。

2ページをお願いします。

直近においては、令和6年10月31日、町は被告となるべき者に対し、電話による支払催告を行いましたが、本件売買代金の未納額の支払いに応じないままであります。

よって、町は、被告となるべき者に対し、本件売買代金の未納金の支払いを求めるものでございます。

次に5の管轄裁判所につきましては、函館地方裁判所で、6の訴訟に関する取扱いなどにつきましては、弁護士法人佐々木総合法律事務所、代表社員、佐々木泉顕氏ほかを代理人として、訴えを提起するもので、被告となるべき者から本件売買代金の未納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合には和解するものであります。また、判決の結果、必要があれば上訴するものであります。

なお、本案件につきましては、議決をいただいたのち、弁護士への委託により事務を進めてまいります。

以上で、議案1号訴えの提起についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 表題にある訴えの提起っていうのは今まで私聞いたことのないように思うんですが、これは議会に対して訴えてもよろしいですかって聞いてるってことなんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 金額がですね、140万円以下であれば専決処分事項ってことで専決処分により報告となっています。本案件は160万円となっていますので議会の議決により訴えの提起を可決した後に訴えの提起を行うという案件になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 二点お伺いいたします。

一点は、訴えられる側の主張は何を根拠にして支払いに応じないのかってことと、それと平成26年といたら2014年なのでおおよそ10年この問題がたなざらだったんですが、10年間催促はしていたんでしょうが、この訴えを起こさなかった理由もお知らせ願いたいと思います。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず相手方の法人の主張ですが、当初ですね、札幌のほうへ入退院をして繰り返していたということで長期間病気の療養中ということがまず一つの理由でした。それで現金等の準備もできなく支払いはしたいんですが、ちょっと今は支払いができなかったというような主張でございます。それでまたですね、この案件については私債権ということで時効による債権の消滅の関係になりますが、公債権と私債権がございまして、公債権であれば時効の援用は不要でありまして時効期間の経過により当然ながら債権が消滅するようになりますが、この私債権については時効が経過しても当事者の時効の援用がなかったら債権は消滅しないとなります。ですから時効期間が経過しても当事者の時効が援用がなかったらこの債権は消滅しないということです。

また、以前ですね、債権者は以前の債権者のままでして、時効期間が経過したとしてもその債権者に対しまして、催告ですとか督促ですね、をしても違法なものではなくて、むしろ債務は本来履行されるべきものであるというふうに考えています。

この法人については、金属プレス等を購入するような事業を行っているということで、商工業になるということでございます。それで売買代金の債権はこの商行為によって生じた債権といえるので時効は5年が適用されるということで考えられると思います。ですから、すなわち時効の中断、いわゆる時効の更新の事由がない限り時効のですね、期間が経過しているということになります。それで再三、町のほうで催告しておりますが、この代表者の方の本人はその債権の存在を認めているということもありますので、時効の中断事項の中に債権者の承認というところがございます。債権者の承認に該当するか否かというのが多分この案件の争点ではないかなというふうに考えてございます。

そういった意味も含めまして弁護士に含めて事務を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 長期病気療養中だったという理由はわかりました。ただ二つ目の質問に対してもっと単純な僕は質問で、10年もこの債権回収のアクションが電話等の催促だけだったので、もっと早い時期に訴えが起こせなかったのでしょうかと、その理由は何ですかって聞いたつもりだったので、ちょっと長い説明を聞いたんですが、その部分には答えてない気がしますので、もう一度わかりやすくお願いします。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） この間、この代表者の方と直接お会いしたり電話での催告という中で、どういった手法がとれるのかという部分も財務課の当局と検討してまいりました。それで最終的に何もしなければこのまま債権が残るということで今回こういった事案になったということでございます。その間何もなかったということではなくて、交渉していたんですが、最終的な訴えの提起に至るまでの決断がここまで伸びたということでございます。

○8番（三澤公雄君） いいです。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 再発防止策ってなんかあったんでしたっけ、教えてください。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） この鉄くずの件に関してなんですが、今現状ですと、毎月の見積合わせの執行で行っております。ですので毎月執行した見積合わせの結果、その債権が回収されなかったら次の契約にも行きつかないという部分で対応をとっています。

たまたま鉄くずの関係は昨今のコロナの関係でいろいろ価格も乱高下しているという部分を考えますと、（聞き取り不能）4か月に一回見積合わせするより、毎月定期的に見積合

わせすることによって価格変動にも対応できるといった部分があるのかなということで考えてございます。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4 番（大久保建一君） 物品買受ですね、物を引き渡す前に支払いを先にしたら済む話なんじゃないですか。役所では住民票を一通とるより先に支払いしますよね、なんで 160 万のものは支払いがあとになるんですか。そういうふうに変更はできないんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） この鉄くずについては、単価契約ということになってございまして、実際にリサイクルセンターのほうから業者さんに引き渡しされた量に応じて額が決まるということになりますので、契約については単価契約ということになってございますので、事前に額が確定するわけではないと。鉄くずを売り渡した量に対して支払っていただく額が確定するということでございます。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4 番（大久保建一君） なるほど、それはすごく理解しました。ただ、裁判所の競売物件なんかに関しても買受に関しては保証金とかいると思いますが、そういう制度とかはやることとかできないものなんでしょうか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 契約保証金については、建設工事等であつたり委託業務については財務規則のほうで確か予定額 250 万円以上については契約保証金が定められているところですが、物品については本来であれば物を購入したあとに代金を支払うということを考えると性質的には契約保証金は制度化になっていないのかないうところでございます。物を買ってから払うということで契約保証金は本来は必要がないだろうという解釈でございます。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○13 番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13 番（黒島竹満君） 今の黒島議員との話し合いを聞いていたんですが、物を雑品ってことですね。まずその入札で決めるときに、価格を設定してですね、そして量も設定しているはずですね。あとから持っていったから計ってその価格を出すっていうのはちょっとおかしいと思うんですね。うちあたりも雑品だとかが現場から出てくるものを売り払いしていますが、ある程度は量と価格と売買価格っていうかね、今雑品キロいくらしてるとかってかたちの中ですね、金額を決めてそしてやるはずだと思うんですが、ちょっと考えられない部分だと思うんですが、その辺のこれから改善のしようはあるんじゃない

かと思うんですね。持って行ってから価格を決めるってちょっと考えられないと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 大変申し訳ありません、繰り返しの説明になりますが、この鉄くずに関しては、鉄くずの単価、トン当たりいくらというのをまず見積合わせで価格を設定します。それに対してその月当たりどれくらいの量が出るのかわかりませんので、それを引き取って計ってもらった数で実際に金額をいただくとなるので、その量については契約締結時にはわかりませんので、あくまでも単価契約で物を売ったあとに量が決まってそれに対しての売買代金を支払っていただくとなっていますので、よろしく願いいたします。

○13 番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13 番（黒島竹満君） その辺はわかりますが、結局、そしたら量がはっきりしないうちに入札してるってことですね。入札をかけるときに単価だけで量はわからないって、わからないそれこそ量はわからないけれども、単価だけで入札をしているって話ですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） おっしゃるとおりですね、単価の契約をするということで、量については実際の売り渡した量で売買代金をいただくということでございます。毎月当然見積合わせやっているので、おおむねの数量はわかるかなと思うんですが、あくまでも単価契約ということなので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13 番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13 番（黒島竹満君） その辺は今町は町なりの考え方があってやっていると思うんですが、ちょっと民間としてはやっぱり考えづらい部分があるんですよね。だいたいその量と単価と決めてから入札かけるっていうのが本来の姿じゃないのかなと思うんです。

それともう一点、ちょっと違うんですが、今この会社の実態、八雲にいるんですか。そして今でもこういう商売をやっているんですか。それと、代表者がもうかなり年行ってると思うんだけど、その辺はどうなんですか、健在なんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 会社自体は実際に謄本をとってまだ存在しているということであります。財務との協議の中では一時事業を中止していた時期もあるということでは聞いていますが、担当者との電話での事情聴取だったり直接会った中での話では、今後は少しずつでも事業は再開していきたいと考えているということですので伺っております。

年齢的なものについては年齢は高齢はしているのかもしれませんが、それはですね、債

権がなくなるということの理由にはなりませんので、法にのっとったとおり、淡々と進めたいというふうに考えてございます。

○議長（千葉 隆君） 一番最初の部分で、重量が確定していないから単価で重量が決まったあとについて話だけれども、その月に重量が決まって翌年入札方式をやるのが民間だから、そういう方式がとれないのかってことを一回目と三回目に行っているんで、その部分ができるのかできないのか改善する方法があるのかって部分が抜けていると思うので、お願いします。だから確定したのちに総量が確定したのちにそのものについて入札方式ってかけれる方法とれないのかってことを聞いています。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 再開いたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） すみません、理解不足で。しっかりと内容を検討させていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○13 番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13 番（黒島竹満君） もう一点、最後に債権がなくならないってさっき言いましたね。これ本人がさ、代表者がいなくなっても債権はそのまま残るんですか。なんか永久に債権はなくならないって確か話をしたと思うんですが。

それともう一点、それにかかわって、息子さんか誰かにこの会社がさ、終わったときにそっちのほうにも請求できるってスタイルですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 法人の代表者が亡くなったというご質問だと思いますが、なくなってもその法人が消滅しない限りは債権がなくならないとなると思いますので、よろしく願いいたします。

○13 番（黒島竹満君） わかりました。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。

○議長(千葉 隆君) 建設課長。

○建設課長(藤田好彦君) 報告第1号、専決処分の報告についてをご説明いたします。議案書18ページになります。

本件は、町営住宅敷地の草刈り作業中に、施設破損による損害賠償が発生したため、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本臨時会において報告といたしたいものであります。

19ページをお開き願います。

事故の状況であります。令和6年7月18日11時頃、八雲町元町61番7地先の町営住宅敷地内において、建設課の直営作業員が肩掛け式の刈払機を使用して草刈り作業をしておりましたが、同敷地端部に設置されている公衆電話ボックス付近にも同じように草が繁茂していたため、周辺と同様に草刈り作業を進めていたところ、その公衆電話ボックス付近に小石があったものと思われ、刈払い機の刃がその小石に当たってしまい、飛び石となって公衆電話ボックスに接触し、側面ガラス部分を破損させたものであります。

以上のことから、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するものであり、令和6年12月16日、専決処分により決定したものであります。

1 損害賠償の額は、側面ガラスの交換修理費相当額6万6,260円、2 損害賠償の相手方は、公衆電話ボックスの管理者で、議案書に記載のとおりであります。

今後の再発防止の取り組みとしましては、現場の状況・周囲の状況にもよりませんが、構造物などの周辺は先行して手刈を実施すること、支障のない範囲で刈高を高くして対応していくこと、また、去年は草の伸びが早く草が生い茂った状況とのものでしたので、周辺の状況が把握できる早い時期に草刈りを実施することなど、事故防止対策として指導しております。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(千葉 隆君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

(「なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件につきましては、報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和7年第1回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時56分〕